

条例制定の方針について

【基本方針】

災害対策基本法第2条の2第2項に規定する基本理念および羽島市まちづくり基本条例23条第2項、第3項の趣旨に基づく市民主体の自助及び共助の取り組みを示すことで、災害に強いまちの実現を目指し、この条例を制定します。

【作成方針】

市民が自ら考え、作る条例となるよう、ワークショップで出た市民の意見を尊重し、それら意見を基にして作ります。

最初から完璧を求めず、制定後も市民の声を聴き、改正していきます。

条例では基本的項目を定め、具体策等は規則で定めます。

条例の体裁は、「羽島市まちづくり基本条例」にならい、「です・ます調」を採用します。

災害対策基本法

(基本理念)

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

羽島市まちづくり基本条例

(条例の尊重)

第2条 他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

(危機管理)

第23条 市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。

- 2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体

制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。

- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守るよう努めます。

条例案

前文

わたしたちのまち羽島市は、これまで、水害、台風及び地震等により被害を受けてきました。

平成 30 年 7 月の豪雨災害では、行政主導の避難対策の限界を明らかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいことが明らかになりました。

自然災害は、決して他人ごとではありません。大規模な地震のほか、気象現象の激甚化により、いつ、どこで災害が発生してもおかしくありません。

自然災害に対応し、地域の個性と限りある資源を活かした災害に強いまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、自ら考え行動し、積極的に防災活動に参画していくとともに、市民同士あるいは市民と市が、それぞれの特性や役割を互いに理解し合いながら、協力を重ねていくことが大切です。

わたしたちは、市民主体の自助、共助の取組みとそれらの活動を支援する公助によって災害に強いまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

この条例は、災害時に市民、地域の防災組織、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、防災に関する意識の醸成を図ることにより、市民の自助、地域の共助及び公助の最大化を図り、もって市民が安心して暮らすことができる災害に強いまちを実現することを目的とします。

(基本理念)

全ての市民、事業者及び市は、災害に備える責務があり、自らの命は自らが守ることを防災の基本として、相互に連携を図り、協力して災害が発生した場合における被害を軽減するため、次に掲げる理念にのっとり、災害対策の充実及び強化に努めなければなりません。

- (1) 自助 市民が自己の責任により、自らを災害から守ること。
- (2) 共助 市民が地域において互いに助け合い、互いを災害から守ること。
- (3) 公助 市が市民による自助、共助による防災活動を促進するとともに、災害から市民を守るための施策を推進すること。